

令和6年度北陸新幹線沿線の騒音及び対策の状況について

令和7年1月

新幹線騒音・振動対策関係市町連絡会議

第1 令和6年度北陸新幹線沿線の騒音調査結果について

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）において、北陸新幹線の新幹線鉄道騒音に係る環境基準（以下、「環境基準」という。）の達成目標期間は、「開業時直ちに」と定められている。

本県では、関係市の協力を得て、北陸新幹線沿線地域における騒音・振動対策の推進に資するため、平成27年3月の北陸新幹線長野・金沢間の開業以来、県内区間の環境基準類型指定地域内において、環境基準の達成状況を調査している。令和6年度の新幹線鉄道騒音の状況は以下のとおりである。

1 調査概要

(1) 調査地域

表1の調査地域の欄に掲げる県内8地域

(2) 測定地点

騒音調査：測定側軌道中心から25m地点

(3) 調査期間

令和6年6月27日～令和6年10月1日

(4) 測定機関

上越市内の1地域（地点番号4）：上越市

上記以外の7地域：新潟県

2 調査方法

(1) 騒音レベル

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）に定める方法により、原則として連続して通過する20本の列車について騒音のピークレベルを測定し、ピークレベルの大きさが上位半数のものについてパワー平均した。

(2) 列車速度

ストップウォッチにより計測した列車の通過時間と、その車両数を基に計算によって速度を求め、騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものに対応する列車について算術平均した。

3 調査結果

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

各調査地域における騒音の環境基準の達成状況を表1に示す。8地域のうち騒音の環境基準を達成した地域はなく（昨年度比2減）、75デシベルを超過したのは上越市板倉区米増の1地域（昨年度比1増）であった。

表1 騒音に係る環境基準の達成状況の状況（令和6年度）

調査地域	地域の類型	騒音レベル (dB)	列車速度 (km/時)
1	上越市板倉区米増	I <u>76</u>	245
2	上越市板倉区熊川	I 75	233
3	上越市寺町	I 73	215
4	上越市向橋	I 72	219
5	糸魚川市柱道	I 75	253
6	糸魚川市小見	I 73	254
7	糸魚川市梶屋敷	I 72	236
8	糸魚川市南寺町	I 71	244

注) 囲み数値は、環境基準を達成したことを示す。

下線数値は、75デシベルを超過したことを示す。

騒音環境基準は、地域の類型 I : 70デシベル II : 75デシベル

(2) 騒音レベルの推移

各調査地域における令和6年度と令和5年度の騒音レベル及び列車速度の測定結果を表2に、騒音レベルの比較を図1に示す。8地域のうち、昨年度と比較して騒音レベルが高くなったのは6地域で、糸魚川市柱道で3デシベル、上越市板倉区熊川、上越市寺町で2デシベル、上越市板倉区米増、糸魚川市南寺町で1デシベルの増加であった（小数点以下四捨五入）。

上越市向橋、糸魚川市小見の2地点では昨年度と騒音レベルに差は見られなかった（小数点以下四捨五入）。

騒音レベルが低くなった地域は確認されなかった（小数点以下四捨五入）。

調査地域における騒音レベルの推移を表3及び図2-1～図2-3に示す。上越市向橋を除く7地域で、調査開始時からの最大値と同等もしくは最大値を更新する結果となった。

(3) 列車速度と騒音レベルの状況

列車速度と騒音レベルの関係を図3-1及び図3-2に示す。列車速度と最大騒音レベルには正の相関が見られる。

4 ま と め

(1) 騒音レベルを測定した8地域のうち、環境基準を達成した地域はなく（昨年度比2減）、75デシベルを超過したのは上越市板倉区米増の1地域（昨年度比1増）であった。。

(2) 騒音レベルは、上越市向橋を除く7地域で、調査開始時からの最大値と同等もしくは最大値を更新する結果となった。

(3) 列車速度と最大騒音レベルには正の相関が見られる。

表2 騒音レベル及び列車速度の前年度との比較

調査地域	地域の 類型	騒音レベル(dB)		列車速度(km/時)		差(R6-R5)	
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	騒音レベル	列車速度
1 上越市板倉区米増	I	75	76	246	245	1	-1
2 上越市板倉区熊川	I	73	75	234	233	2	-1
3 上越市寺町	I	71	73	211	215	2	4
4 上越市向橋	I	72	72	223	219	0	-4
5 糸魚川市柱道	I	72	75	250	253	3	3
6 糸魚川市小見	I	73	73	252	254	0	2
7 糸魚川市梶屋敷	I	70	72	241	236	2	-5
8 糸魚川市南寺町	I	70	71	223	244	1	21

注) 騒音レベルについて、網掛けは環境基準を達成した地域、丸囲みは75dBを超過した地域を示す。

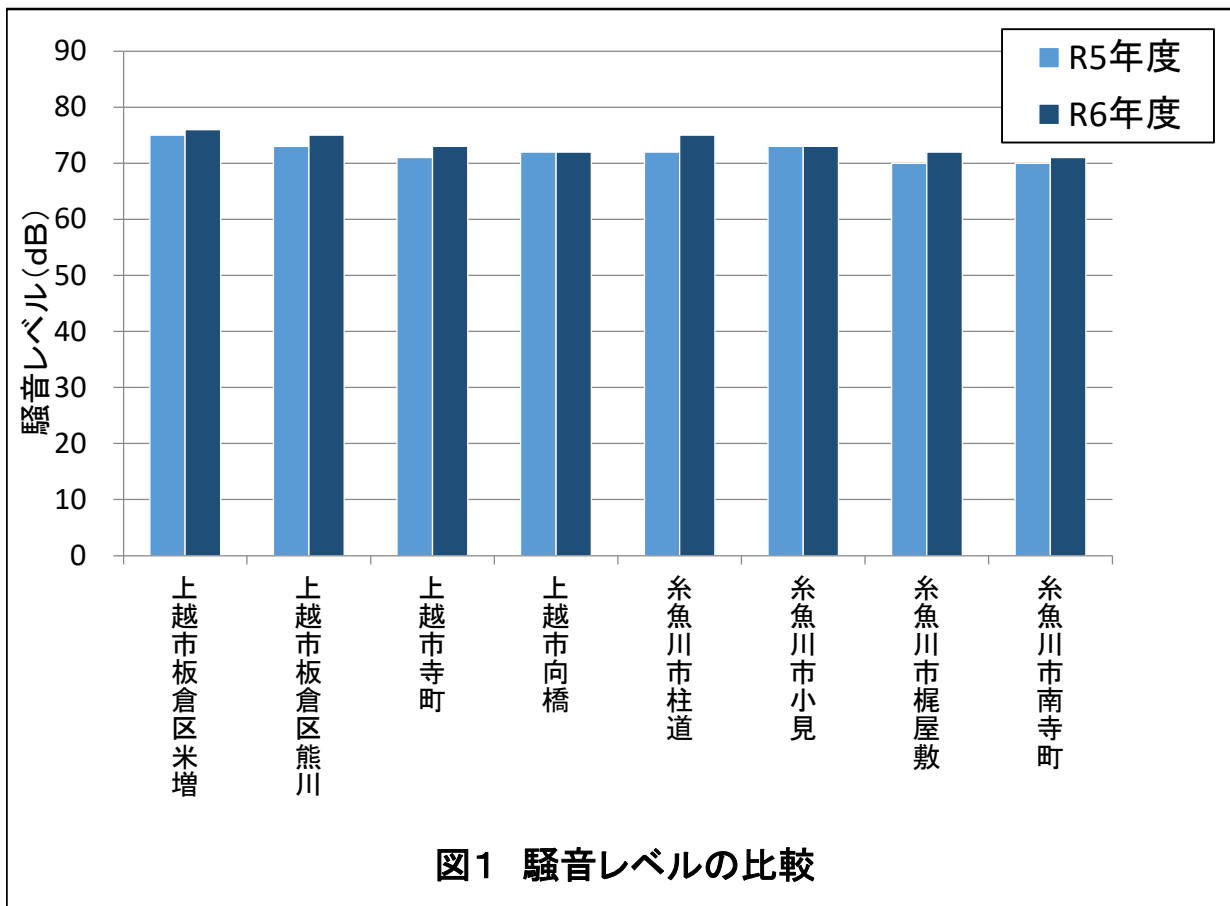


図1 騒音レベルの比較

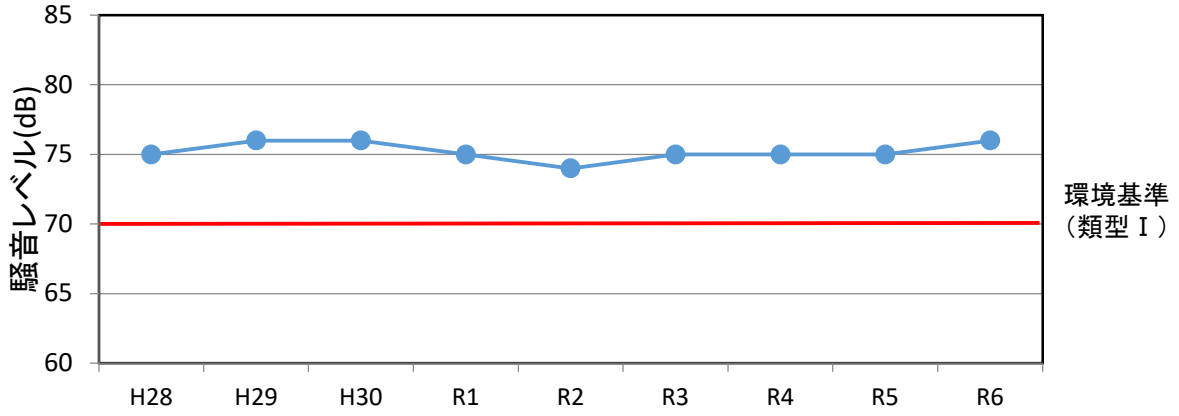
表3 調査地域における騒音レベルの推移

単位：dB

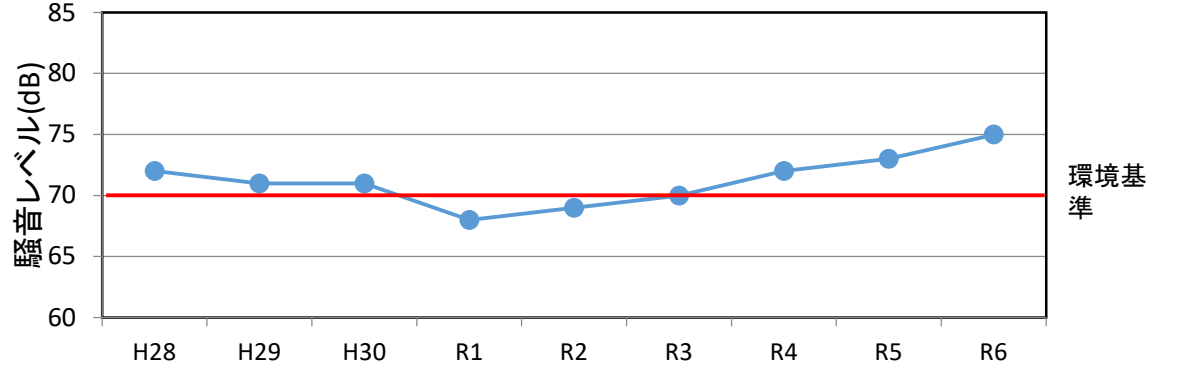
調査地域名			平成			令和					
			28	29	30	元	2	3	4	5	6
1	上越市板倉区米増	I	75	76	76	75	74	75	75	75	76
2	上越市板倉区熊川	I	72	71	71	68	69	70	72	73	75
3	上越市寺町	I	68	69	66	68	65	67	68	71	73
4	上越市向橋	I	73	74	72	72	72	72	73	72	72
-	上越市名立区平谷	I	67	67	66	66	/	/	/	/	/
5	糸魚川市柱道	I	71	70	73	74	74	73	73	72	75
6	糸魚川市小見	I	71	70	70	71	69	71	72	73	73
7	糸魚川市梶屋敷	I	71	71	71	69	71	71	71	70	72
8	糸魚川市南寺町	I	67	68	68	68	70	71	69	70	71
地域算術平均			71	71	70	70	71	71	72	72	73
環境基準達成地域			3	3	5	4	4	2	2	2	0

注) 網掛けは、環境基準を達成した地域を示す。

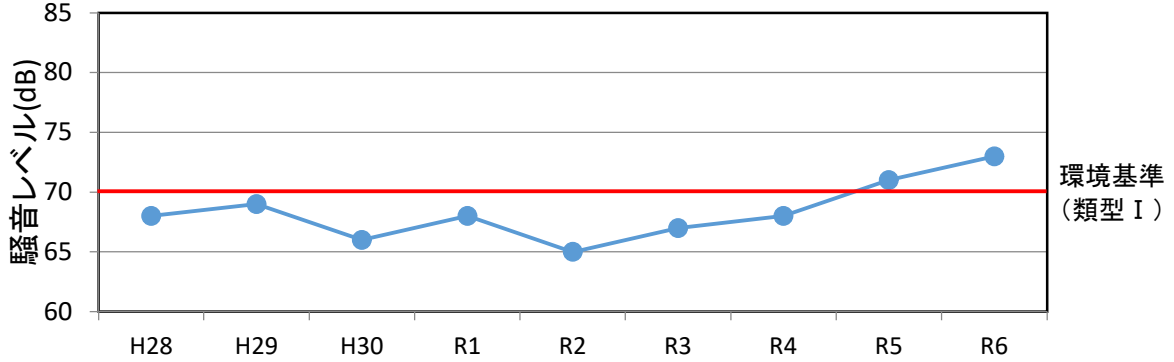
上越市板倉区米増



上越市板倉区熊川



上越市寺町



上越市向橋

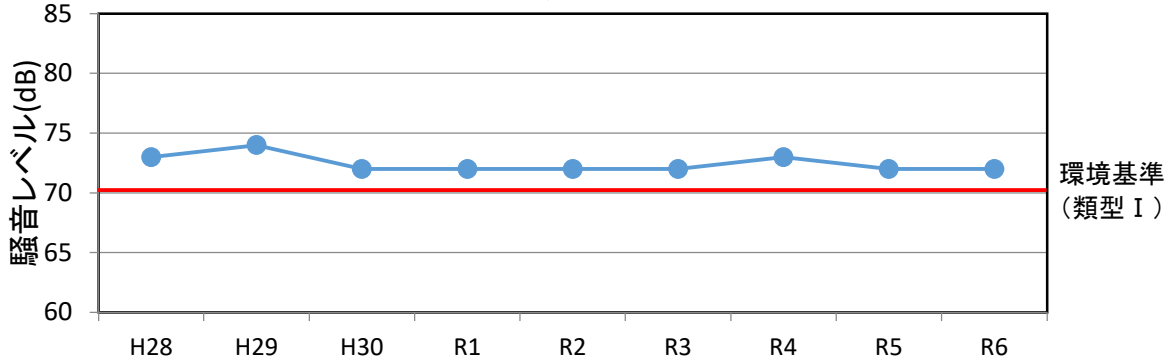
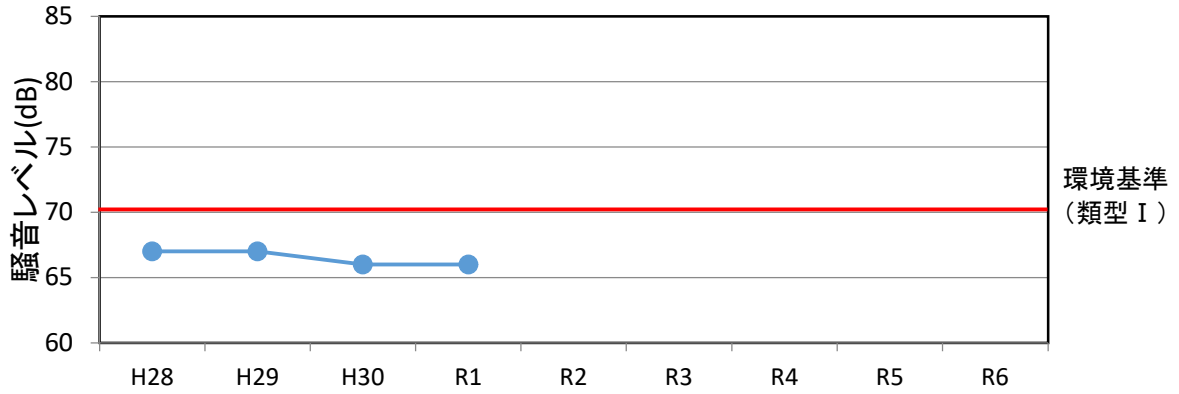
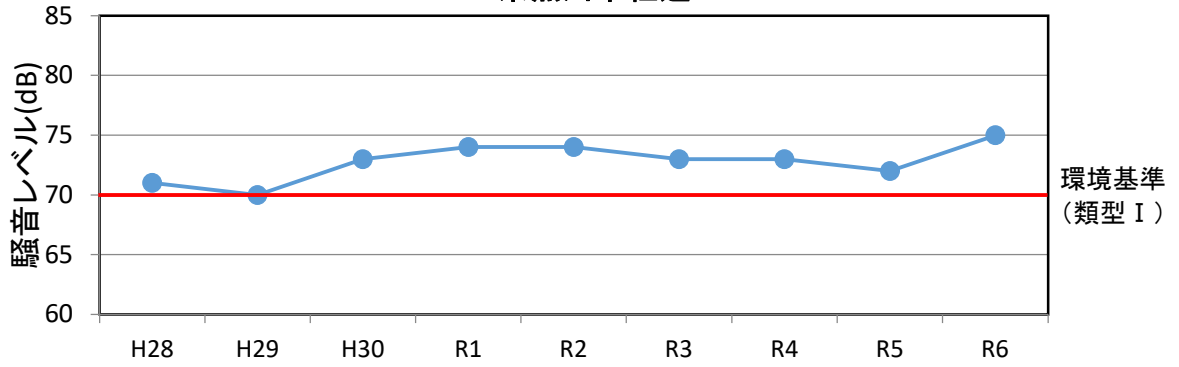


図2-1 騒音レベルの経年変化(1)

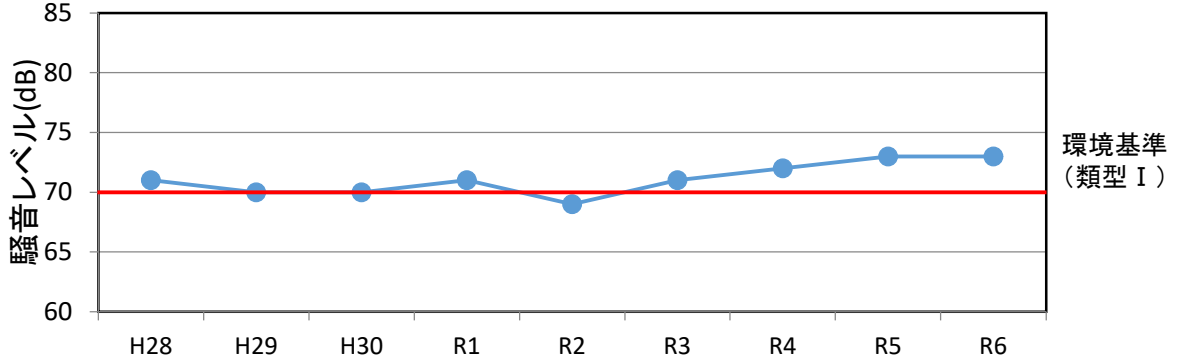
上越市名立区平谷



糸魚川市柱道



糸魚川市小見



糸魚川市梶屋敷

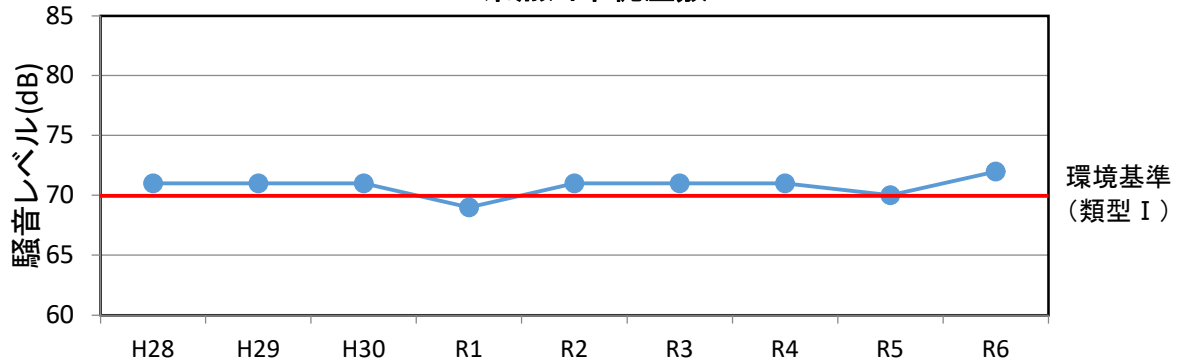


図2-2 騒音レベルの経年変化(2)

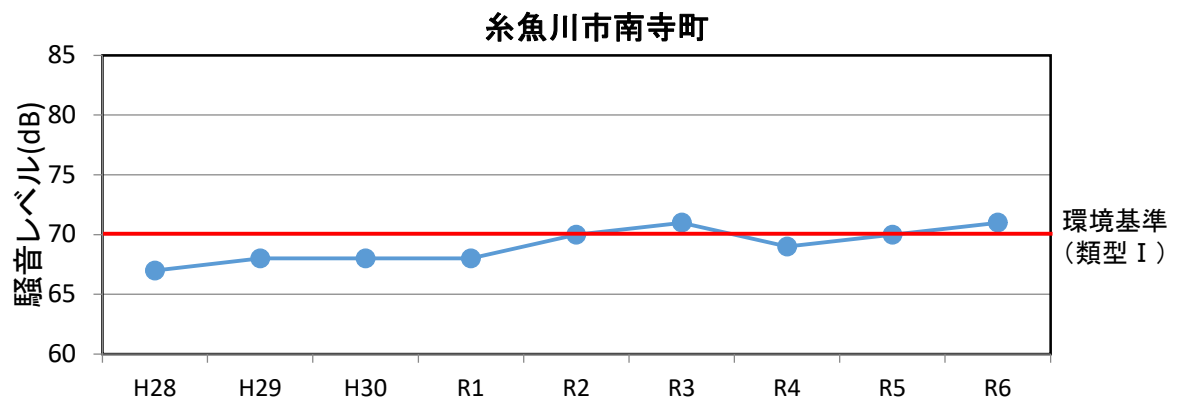


図2-3 騒音レベルの経年変化(3)

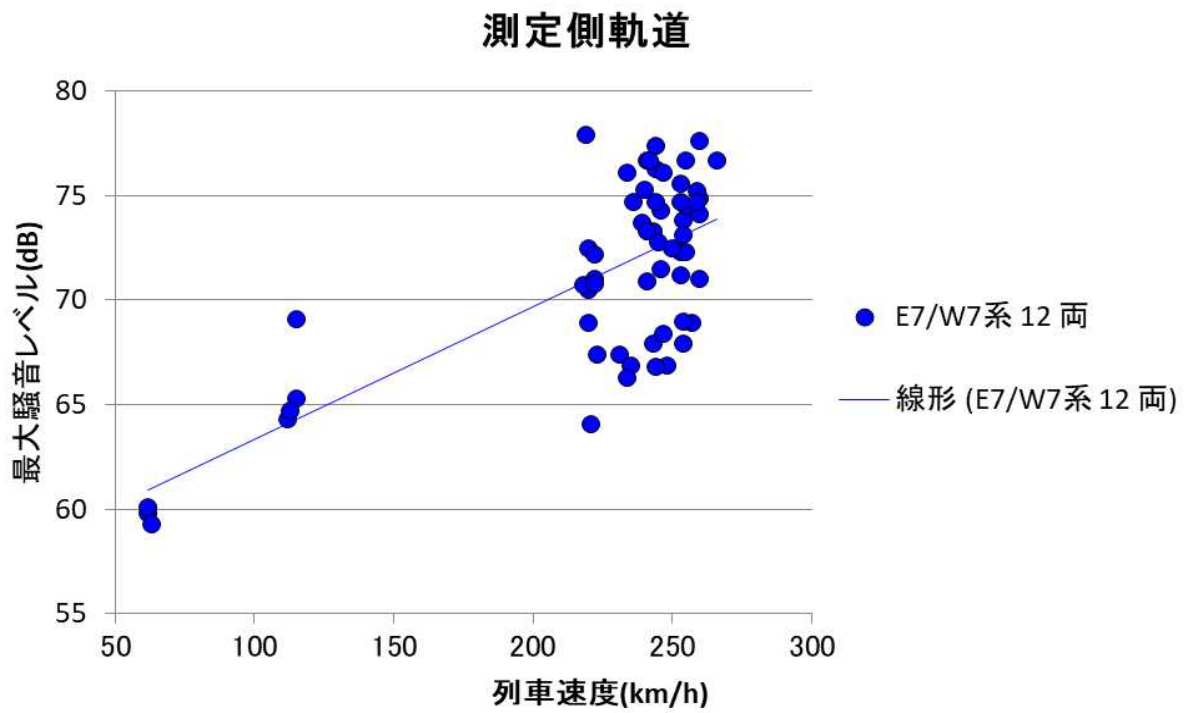


図3-1 運行形態別列車速度と騒音のピークレベル(測定側列車)

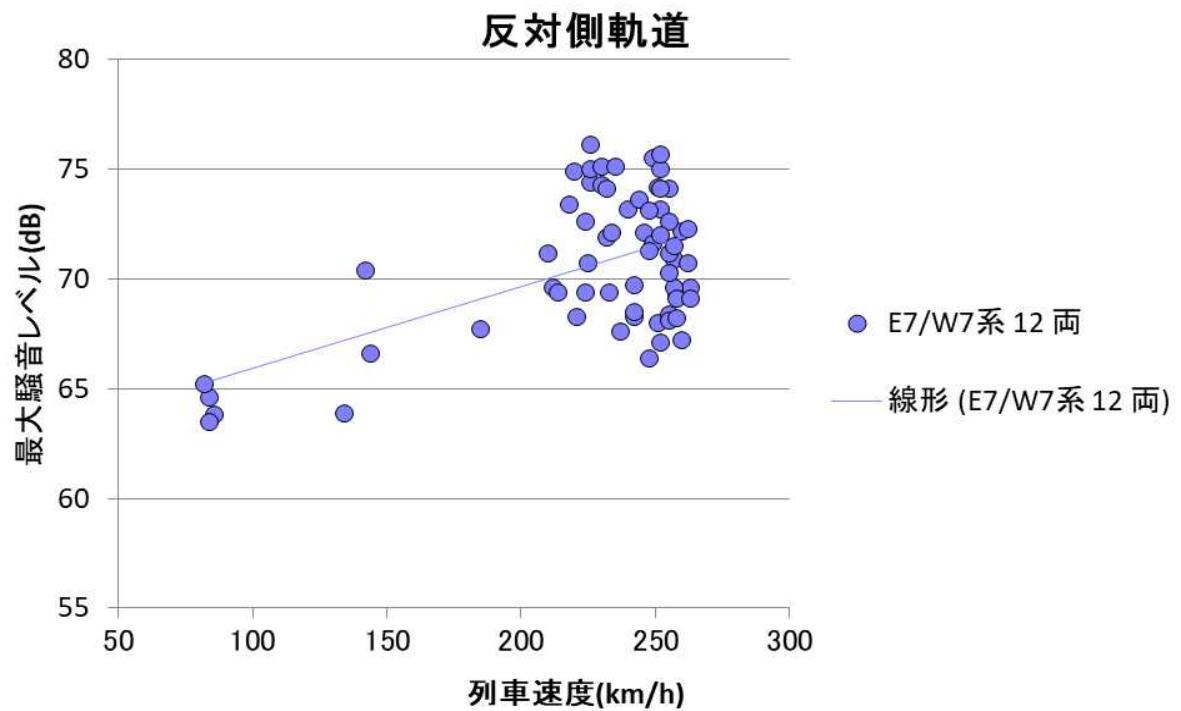


図3-2 運行形態別列車速度と騒音のピークレベル(測定反対側列車)

第2 騒音対策の状況

1 国の対応

環境省は、北陸新幹線長野・金沢間の開業に伴い、その沿線において環境基準の達成状況を把握したところ、環境基準が達成されていない地域がみられたことから、平成28年1月に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について国土交通省等関係行政機関に要請した。

国土交通省は、環境省の要請に基づき、鉄道・運輸機構に対し、JR東日本及びJR西日本と調整の上、対策を報告するよう要請している。

2 本県の対応

新幹線鉄道騒音調査の結果に基づき鉄道・運輸機構東京支社等へ騒音対策の推進を要望している。令和6年2月に鉄道・運輸機構東京支社及び北陸新幹線建設局、JR西日本金沢支社、JR東日本長野支社に対し、環境基準の全面達成のための所用の措置を講ずるよう要望した。

令和7年1月には、東北・上越・北陸新幹線沿線の10県と連携して、鉄道・運輸機構等に対し環境基準達成のための効果的かつ速やかな騒音防止対策を実施すること等を要望した。また、環境省及び国土交通省に対しても鉄道・運輸機構の指導を依頼する。

騒音調査結果に示したとおり、県内には環境基準を達成していない地域が多いため、継続して一層の騒音対策の推進を要望することとしている。

3 県内における騒音対策の実施状況

(1) 音源対策

2市8地区において、トンネル緩衝工閉塞、吸音板設置、防音壁の嵩上げ等の工事が行われ、平成30年までにすべて完了している。

(2) 障害防止対策

一次測定の結果、環境基準を超えると予想される住宅が散見されたため、平成27年6月頃から二次測定を開始し、新潟県内の測定は終了している。環境基準を達成できない住宅等の所有者に対する防音工事等に係る工事費の助成は平成29年度までに完了している。

(3) 沿線地域における未然防止対策

沿線地域の土地利用の適正化については、当連絡会議等において都市計画等の機会を捉え、関係部局との調整・連絡を図り、事業者指導を行うよう沿線市町に依頼している。

本県としても、都市計画素案段階における都市計画部局との意見調整や、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく土地取得事前協議等を通じて、適正な土地利用が行われるよう沿線市町と協力して事業者指導をすることとしている。

第3 まとめ

令和6年度騒音調査を行った8地域のうち、環境基準を達成した地域はなく、環境基準の達成のため、さらに音源対策や土地利用対策などの各種対策を総合的に進める必要がある。

本県としては、引き続き環境基準の達成状況を調査するとともに、他県と連携して環境省、国土交通省及び鉄道・運輸機構等に対して各種騒音防止対策を推進するよう要請し、環境基準の早期達成に努めていくこととしている。